

民生水道常任委員会

平成25年6月25日

葛城市議会

〃 補佐 松 山 神 恵

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	西 川 雅 大
〃	山 岡 晋

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第28号 葛城市子ども・子育て会議条例を制定することについて

議第31号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

議第34号 平成25年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

議第35号 平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

議第36号 平成25年度葛城市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

(1) 當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について

開 会 午前9時29分

下村委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより民生水道常任委員会を開会いたします。

連日、皆さん方、大変お忙しい中、また最近、気候の変化か何か知りませんが、きょうも見えておりましたら、亡くなる人がちょっとここ2、3日、2、3人ほどおられまして、そういうことで委員の方もいろいろ忙しいですけれども、きょうはまた民生水道常任委員会、慎重審議よろしくお願ひ申し上げまして、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

委員外議員として、辻村議員、春木議員の2名と、また一般の傍聴の申し入れが1名ございます。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可します。

(傍聴者入室)

下村委員長 なお、発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず初めに、議第28号、葛城市子ども・子育て会議条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

山岡保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

議案の説明に入らせていただく前に、内閣府が発行いたしております「おしえて！子ども・子育て支援新制度」のパンフレットをお手元にお配りさせていただいておりますので、またごらんいただければと思います。

それでは、ただいま上程になっております議第28号、葛城市子ども・子育て会議条例を制定することについてでございます。本案につきましては、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布されました。それに伴い、子ども・子育て支援事業計画の策定と必要な事項を調査、審議するため、審議会その他の合議制の機関の設置が求められており、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、葛城市子ども・子育て会議を設置するため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして条文ごとに説明申し上げます。

第1条、設置。子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、葛城市子ども・子育て会議を置く。

第2条では、所掌事務といたしまして、市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査、審議する。第2項で、会議は前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べる

ことができるとなっております。

第3条、組織では、会議は委員15人以内で組織する。第2項で、委員のメンバーは子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱することになっております。

第4条、任期として、委員の任期は3年とします。

第5条、会長及び副会長ということで、会議に会長及び副会長を置き、会長は、会務を総理し、会議を代表するということになっております。

第6条、臨時委員として、特別の事項を調査、審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。臨時委員は、特別の事項に関し学識経験のある者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。臨時委員は、調査、審議が終了したときは解嘱されるものとします。

第7条、会議として、会議は会長が招集し、会長が議長となる。第2項で、会議は委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。第3項で、会議の議事は出席した委員、臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第8条、部会として、会議はその定めるところにより、部会を置くことができる。

第9条、庶務として、庶務は保健福祉部子育て福祉課において処理する。

第10条、その他として、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるとします。

附則第1条として、この条例は平成25年7月1日から施行する。

第2条として、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するというので、別表に45として、子ども・子育て会議の委員、日額8,000円を加えるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 ただいま議第28号の葛城市子ども・子育て会議条例を制定することについて、部長からご説明がありました。部長のご説明のように、昨年8月に子ども・子育て支援法、認定子ども園法をはじめ、関連3法が施行されることによって、それを具体化する子育て会議条例が制定されるという運びになったわけであります。

お伺いしておきたいのは、所掌事務の第2条、会議は法第77条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じて市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査、審議するということになっております。法の第77条では、第1項第1号として特定教育保育施設の利用定員の設定に関する事。第2号で、特定地域型保育事業の利用定員の設定について。さらに、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事。そして、当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施設

の実施状況を調査、審議することということでもあります。第2条では、先ほど申しました法第77条第1項に規定するもののほかということ、重要事項について調査、審議することになっておりますが、今、申しました以外にどのような重要事項について、この調査、審議をするのか。この点、例を挙げてご説明いただければありがたい、このように思います。

次に、第3条、組織についてであります。会議は委員15人以内で組織するということでもあります。具体的に第2項の第1号で、子どもの保護者、第2号で、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。第3号で、子ども・子育て支援に関し学識経験がある者。第4号で、その他市長が適当と認める者。こういうふうにあります、それぞれ15人以内ということ、決められるわけですが、現在、各号の掲げる者からどの人数で組織をしようとされているか、お伺いしておきたい、このように思います。

次に、第6条の臨時の委員でありますけれども、会議に特別の事項を調査、審議させるため、必要なときは臨時委員を置くことができるということ、設定をされております。この臨時委員は、この後の第7条の会議の中で、臨時委員を含めた過半数によって決するというふう、重要な位置づけになっているわけ、もちろんですが、これは臨時委員を置いて、調査、審議をする特別の事項というのは、どのような事項にあたるのか。これも例を挙げて、ご説明をいただきたい、このように思います。

以上でございます。

下村委員長 3点でございます。

課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡です。よろしくお願いします。

まず最初の当該事業における特別な、前項に規定する重要事項というのは、パンフレットを開いていただいたら、課題の2のところ、例として挙げさせていただいているのですが、ここに目的の1つとして子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させますという目的があるんですが、これに関しては市町村の状況に応じて計画の上で上げることができる、聞いておりますので、その場合に意見を述べていただくということ、しております。

次に、構成員につきましては、国から少なくとも幼児教育、保育、子育て支援の3本柱を中心とするバランスを配慮し、かつ子育て当事者の参画を配慮した構成員により、条例による子ども・子育て会議の設置に努めるように通知されております。

葛城市といたしましても、地域の実情を踏まえて実施することなど、重要な役割を果たすことから、第3条第2項第1号の子どもの保護者に関しましては、小学校、幼稚園、保育所の保護者を予定させていただいております。

次に、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、といたしましては、幼稚園の園長会の代表、また市保育協議会の代表者、主任児童委員、それから幼稚園、保育所の指導主事という形で予定しております。

次に、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、といたしましては、幼児教育、保育、子育て支援の専門的な知識を持っておられる市の実状に精通しておられる大学の教授の方2名

を予定しております。

また、最後のその他市長が適当と認める者の中には、一般住民の方で子ども・子育て施策に関心のある方を予定しております。

白石副委員長 何人ぐらいですか。

岡 子育て福祉課長 3名。

白石副委員長 それで、あわせて。

岡 子育て福祉課長 それから、あと市の教育部長と保健福祉部長。

白石副委員長 5人か。

岡 子育て福祉課長 15名。

白石副委員長 15名。

岡 子育て福祉課長 はい。

白石副委員長 従事者は、1、2、3、4、4人ですか。

岡 子育て福祉課長 幼稚園と保育所、両指導主事になりますので、保育協議会、園長会、主任児童委員、幼稚園指導主事、保育所指導主事です。

白石副委員長 6人ですか。

岡 子育て福祉課長 5人ですね。

最後に、臨時委員とここに定めておりますが、今、国の方でもこういう子ども・子育て会議というので検討していただいている上で、もしそういうことが必要ならば、ここに上げさせてもらうという形で、今のところは予定はございませんが、今後、必要ならば臨時委員を置かせていただくという形で定めております。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 課長の方から詳細にご答弁をいただきました。第2条の重要事項については、パンフレットにある課題2の地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます、その支援の具体的な例として、親子が交流できる拠点の設置数の増加の問題、あるいは、一時預かりの増加の問題、放課後児童クラブの増加等を上げられております。これらは、いたって重要な課題であります。まさに、それに当たるというふうに思うわけですが、この会議においてこれらの事項が具体的に諮問され、議論されることを求めている、このように思います。

それから、第3条の組織についてであります。それぞれ具体的に対象者、人数についてご説明をいただきました。第3条第2項第1号の子どもの保護者のところで、小中幼の保護者ということでもありますけども、1つ抜けているのではないかと。

(発言する者あり)

白石副委員長 小、幼、保育と言ったんですか。

岡 子育て福祉課長 はい。

白石副委員長 そうやったかな。

下村委員長 あとで、もう一回はつきり。

白石副委員長 それでは、結構だと思います。

1つ、子どもの保護者の意見というのは、私は非常に大事だと思います。小幼保の分野での委員が増加することは、やはり今後まだ決定事項ではありませんので、ぜひ議論をしていただいて、具体的に保護者の意見が多く、広く反映できるよう、この委員の数において配慮、ご考慮をいただきたい、こういうことを述べておきたいと思います。

臨時の委員が調査、審議にかかわる事項については、今のところ予定をされていないというところでご答弁がありました。この点については、どういう事項になるのか、私もなかなか想像ができないところで、これからのことになりますけれども、先進地の事例等あるいは政府の施策にあわせて取り組んでいただきたい、このように思います。

以上であります。

下村委員長 先ほどの第3条の第2項第1号の部分で、もう一度、確認だけしておきたいと思います。

小学校、幼稚園、保育所の保護者ということで3名ということです。それで、よろしいですね。

岡 子育て福祉課長 はい。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第28号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第31号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

生野市民生活部長 おはようございます。市民生活部の生野でございます。よろしく願いいたします。

ただいま上程いただいております議第31号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、提案理由をご説明いたします。本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、平成26年1月1日より施行することとされたこと等に伴い、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を3年から、東日本大震災があった日から同日以降7年を経過す

る日の属する年の12月31日までの間に延長する。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について規定した附則を改正するもので、譲渡に係る国民健康保険税の課税の特例措置の根拠規定となっている地方税法附則において、項の新設等に伴う条項の整理が行われたことによる、引用条文の改正と地方税法施行規則等の一部を改正する省令の改正に伴う引用条文の改正を行うものであります。

なお、お手元に配付させていただいております葛城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照条文をごらんになっていただきたいと思います。左側は旧でございます。右側の赤字で書いております部分が新でございます。

はじめに、第18条で旧は第24条の37第1項を第24条の36に改正するものであります。

次に、附則18であります。これにつきましては、附則第44条の2第3項を附則第44条の2第4項及び第5項に改正をいたします。続いて、附則第7項中第36条を第35条第1項に。続きまして、第36条を第35条第1項に改正するものであります。

裏面をお願いいたします。附則の追加でございます。施行期日は、この条例は平成26年1月1日から施行する。ただし、第18条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

適用区分でございます。改正後の葛城市国民健康保険税条例附則第18項の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するということであります。

以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第31号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第34号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 それでは、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,785万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ185億2,385万9,000円とするものでございます。

続きまして、当委員会に付託されております事項別明細をご説明申し上げます。まず最初に、歳出をご説明いたします。5ページをお願いいたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、7節賃金でございます。これにつきましては、職員の産休、育児休暇に伴う臨時雇用賃金89万3,000円の追加でございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、7節賃金。これにつきましても、職員の産休、育児休暇に伴う臨時雇用賃金の111万5,000円の追加でございます。

続いて、5目老人福祉費、28節繰出金。これにつきましては、介護保険特別会計繰出金411万2,000円でございます。

続きまして、7目福祉推進費、14節使用料及び賃借料、マッサージチェア賃借料6万7,000円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1節報酬、子ども・子育て会議委員報酬、委員15人分、36万円でございます。

続いて、9節旅費につきまして、1万2,000円でございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、19節負担金補助及び交付金。風しんワクチン接種助成金、288万円でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。事項別明細書の4ページをお願いいたします。

14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金。これにつきましては、風しんワクチン接種補助金、144万円でございます。

以上でございます。ご審議、よろしくをお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 ただいま生野部長から説明がありました議第34号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について、若干の質疑をしておきたい、このように思います。

まず、歳出の5ページ、2款総務費、戸籍住民基本台帳費の臨時雇用賃金。さらに、3款民生費の社会福祉総務費の臨時雇用賃金。それぞれ説明では、職員の7月から、あるいは4月からの産休、育休のために臨時に雇用する人の賃金を計上されているわけでありまして。それぞれ当然のことですけれども、住民基本台帳費いわゆる市民生活部の分については、この7月からということでありましてけれども、この社会福祉総務費、これは保険課でしょうか、111万5,000円については既に産休に入っているということで、4月からの措置ということになるわけですが、今は賃金の中で規定の額から使っているということでありまして。この点、あるいは市民窓口課を含めて、これらは当初予算において、やはり措置されるべき

ものではないのかと思いますが、いかがお考えか。また、どのような事情で本6月定例議会に補正予算の措置をなされるに至ったか、経過、理由についてお伺いをしておきたい、このように思います。

次に、6ページの4款衛生費、予防費、風しんワクチン接種助成金についてであります。皆さんもご承知のように、全国的に風しんが流行し、改めて予防接種の体制を確立するというので、各地で風しんワクチン予防接種の助成をするということで取り組まれているところであります。本奈良県におきましても、県がこの基本額の2分の1を助成するということになり、葛城市も風しんワクチンについて、MRワクチンで6,000円のうち2分の1、風しんワクチンで4,000円のうち2分の1の2,000円を助成するということになったわけでありませう。

そこで、お伺いをしておきたいわけですが、この風しんワクチンについては、窓口払い、いわゆる償還払いという形になっているわけでありませう。実際に聞いたところによりますと、風しんワクチンについては、一定MRワクチンよりも少ない額で接種できるわけでありませうけれども、MRワクチンについては、麻しんと風しんと同時ですから金額が高くなる、9,000円から1万円かかるわけだ。そういう点からすると、非常に負担が大きくなっていくということでありませう。ほとんど今、風しんワクチンがなくて、MRワクチンを受けざるを得ないという状況の中、多額な窓口払い、償還払いが求められているわけだ。これは、接種の抑制につながるのではないかと。いわゆる、風しんの流行を抑制しようということで、こういう施策を制度として打ち出したにもかかわらず、この点について非常にアンバランスということを感じるわけだ。この点について、奈良県内の市町村について全ての市町村がこの償還払いにされているのか。さらに、全国の都道府県ではどのような扱いをされているのかお聞かせをいただきたい、このように思います。

下村委員長 部長。

生野市民生活部長 1問目の白石副委員長がお尋ねの戸籍住民基本台帳費の賃金と社会福祉総務費の賃金のご質問であったかと思ひます。これにつきまして、なぜ年度当初から予算措置ができていなかったかというご質問であったかと思ひます。これにつきましては、なかなかデリケートな問題等もございまして、本人の申し出によりこちらの方が受理したというような経緯がございませう。いずれにいたしましても、市民窓口課、保険課におきまして1名ずつおるわけがございまして、その両名の申し出が3月の早々にあったということでございませうので、新年度の予算措置ができなかったということで、今回、補正予算を上げさせていただいたということでございませう。

以上であります。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 おはようございませう。健康増進課の水原でございませう。先ほどの白石副委員長のご質問にお答えいたします。

風しんワクチンにつきましては、今年度は前年度に比ばまして3.9倍と猛威を奮っております。その中で、先月5月末ではございませうが、新聞紙上におきまして、奈良市と斑鳩町

が奈良県の市町村でいち早くワクチンの助成を行ったということで、それから各市町村が動いておるわけでございます。

それで、支払いにつきましては、償還払いと委託料の市がございます。市におきまして、12市のうち委託料として支払っておるのが3市でございます。あとの葛城市を含む9市につきましては、償還払いになっております。それと、全国的には今のところ、委託料が多い、償還払いが多いというのは今現在わかっておりません。多分、全国的に風しんがはやって騒がしくなったのが5月ごろから各市町村が助成をしておるということで、償還払いが多いかと思っております。

以上でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 それぞれご説明をいただきました。臨時雇用賃金については、育休、産休という、部長の説明では微妙なことであるのでということでありましたけれども、これらは権利の問題でありますし、これらを当然活用して、産休、育休となればかなり長期にわたってその事務があいてくるわけでありまして。そういう点では、やはりこれは予算編成の段階から当然そういうことを見越して予算措置されることが、私は当然だと考えるわけでありまして。

しかも、社会福祉総務費では、もう既に4月から産休に入っているということでありまして。現計予算において泳いでいるわけでありましてけれども、本来、予算の趣旨からしたら、やはりおかしいのではないかというふうに思います。この点を指摘しておきたい、このように思います。

それから、風しんワクチンの接種助成についてであります。今、課長の方から説明をいただきました。県内においても、3市については委託払い、委任払いということですかね。そういう形でやられていると。私の情報では、全国の多くの都道府県では、委任払いでやられていると。奈良県は、非常にそういう点では全国の情勢についていない、こういう状況にあるのではないかと思います。この点は、まず償還払いを改めて、接種率が対象者の40%と聞いておりますが、これらが十分に達成できるようにするべきだと、こういうふうに思います。実際に、MRワクチンは今どの程度の値段で接種されているのか。風しんワクチンについては、どのような値段になっているかお伺いしておきたいと思っております。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 MRワクチンにつきましては、約7,500円から1万円でございます。風しんワクチンにつきましては、六千数百円ということでございます。

以上でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 課長からの答弁をいただきました。

今現在、接種されている方は風しんワクチンあるいはMRワクチン、どのような比率になっているか、この点、数等がわかればお伺いをしたい。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 5月下旬ごろから風しんワクチン助成という形で県が動いております。葛城市に

おきまして先に啓発をさせていただいております。啓発をして、今現在、28人の申請がございます。その中で、風しんワクチンにつきましては4名、MRワクチンにつきましては24名の受付を行っております。

以上でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 課長から答弁をいただきましたけども、これは4月1日からではないんですか。

下村委員長 課長。

水原健康増進課長 4月1日にさかのぼって助成を行うということでございます。

白石副委員長 28人は、4月にさかのぼっての人数ですか。

水原健康増進課長 さかのぼっての方は、6名でございます。その6名のうちのMRが4名、風しんが2名でございます。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 ありがとうございます。若干、先ほどの質疑の中でも述べましたけれども、具体的に課長の答弁からも、これまで既に接種された方6名、あるいは申請を受けている28名、併せて34名のうち、MRワクチンが26名、風しんが6名という状況です。MRワクチンについては、課長が述べたように、7,500円から1万円ということであります。今回の助成制度では、MRワクチンは6,000円ということでありますから、7,500円でも1,500円、1万円であれば4,000円の負担が、償還払いの後でも戻ってこないわけです。こういうことあります。

これは、この制度があっても、やはり接種を抑制せざるを得ない状況になっているのではないかと思います。そういう点では、今後、全国の助成の上限金額、また償還払い、委任払いの状況をつぶさに調査をして、接種率を引き上げる。40%以上を目指して、この制度を改善していく、そういうことが必要ではないかと、このように思いますが、理事者の所見を最後に求めておきたい、このように思います。

下村委員長 市長。

山下市長 他の自治体と歩調を一緒にしながら、そういう風しん等のワクチンにつきましては進めさせていただきたいと思っております。前も他のワクチンであったり、乳幼児医療の助成等のことに関しまして、いろいろと知事と懇談する機会もございましたけれども、やはり突出してどこかの自治体だけがというんじゃなくて、全体的に底上げを図っていきたいという思いでもいらっしゃいますし、やはり他の自治体と同様の歩調でそのような形で、市としても考えていきたいと思っております。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 最後と言いましたけれども、改めて市長から他の自治体と歩調を合わせて、現行の助成でいきたいということでありました。これは、現状ではそれで予算措置されたということで、私はいいいのではないかと思いますけれども、やはり全国の都道府県の実施状況、そして何よりも対象者が接種をしやすい、そういう助成制度に変えていくということこそが、まず第一にやはり考えなければならない。やはり、歩調を合わせるというのは第二の問題だと私

は思います。ぜひその点もご考慮をいただいて、実施が円滑に進むように求めておきたい、このように思います。

以上であります。

下村委員長 ほかに質疑。

川西委員。

川西委員 関連質問させていただきます。

風しんが全国的に流行したということで、風しんワクチンの接種助成金をいち早く葛城市が取り入れていただいて、市民の皆さんの不安をなくしていただいたということは非常に評価できます。ありがたいことだと思います。それで、白石副委員長がいろいろとご質問なさいましたが、現在もう既に接種されている方が34名、申請に来られた方だけだと思うんですけども、葛城市には19歳以上の方でどれくらい該当する方がいらっしゃるのか。また、啓発、これをどのような形で行われているのか、この点だけ質問させていただきたいと思えます。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 先ほど白石副委員長のところの意見に戻りますけども、人数でございます。先ほど、人数につきましては、受付人数が全員で28名でございます。そのうち、4月1日から5月末までさかのぼった方でMRが4名、風しんが2名ということでございます。

それと、該当者でございますが、主に20代後半から50代にかけての方が多くかかっている。その中でも男性が80%かかっているという状態でございます。葛城市におきましても、その方につきましては同じような感染率かと思っております。人数的にはその年代が主に幼児期に今まで接種ができなかったという年齢でございます。対象者につきましては、妊娠を希望している女性、それにつきましては平成24年度の実績に基づきまして人数を予定しております。年間結婚の届出数が187名、年間の出生届出数が357名、妊娠を予定または希望している女性として予定をしております。それと、妊娠をしている女性の配偶者及び同居家族ということで、配偶者につきましては、妊娠を予定または希望している人数の方の夫、また同居家族につきましては、その2割が同居しておられるだろうということで、合計約1,200人を対象者として予定しております。その中で、接種率が40%を見込んでおりまして、480人の6,000円で、288万円の補正計上でございます。

以上です。

川西委員 啓発はどんな形で行われているんですか。

下村委員長 課長。

水原健康増進課長 どうも、済みません。啓発につきましては、一番先に有線放送で啓発をさせていただいて、市内の内科医に案内ポスターを持って説明をして、掲示をしていただいておりますとともに、保健センター、新庄庁舎、當麻庁舎の掲示板、文化センター、図書館等へ案内ポスターを張らせていただいております。

以上でございます。

下村委員長 川西委員。

川西委員 非常に若い方が対象になるのが多いと思いますので、市のホームページ等でもぜひひとつ掲載していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

下村委員長 課長。

水原健康増進課長 済みません、言い忘れました。ホームページの方にも掲載をさせていただいております。6月の月上旬に掲載させていただきました。言い忘れまして、どうも済みませんでした。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第34号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第34号の関係部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第35号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

生野市民生活部長 ただいま上程いただいております議第35号、平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億391万2,000円とするものがあります。

続きまして、事項別明細書の歳出の方からご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、18節備品購入費であります。これにつきましては、庁用備品といたしまして、保健福祉センターで使用いたします輪転機の購入を予定いたしております。91万2,000円でございます。

次に、歳入のご説明を申し上げます。4ページをお願いいたします。

6款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金、1節県財政調整交付金、50万円でございます。これにつきましては、先ほど説明いたしました輪転機の91万2,000円に伴う県

の財政調整交付金50万円でございます。

次に、10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節の前年度繰越金、41万2,000円でございます。

以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 議第35号の平成25年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、質疑を行いたいと思います。

事項別明細書の歳出の5ページであります。庁用備品購入費91万2,000円ということで、輪転機が新たに購入をされるということであります。これまでは、リースによって印刷をしてきたわけでありますけれども、このたびは購入費ということであります。どのような理由によるものか説明を聞いておきたい、このように思います。

下村委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいま白石副委員長の方から購入の場合とリースの場合についてのご質問にお答えしたいと思います。

この輪転機を導入するに当たりまして、機種を選定し、5年間のリースの金額と購入の場合を比較しました。その中には、5年間の補修の費用も含めましての比較でございます。それによりますと、5年間で18万1,000円の差額が出ました。リースする場合よりも、購入の方が安価であると。年間3万6,000円あまりでございます。それによりまして、県の特別調整交付金の手だても50万円あるということも含めまして、購入という形をとったわけでございます。

以上です。

下村委員長 よろしいか。

白石副委員長 結構です。

下村委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第35号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第35号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第36号、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡部長。

山岡保健福祉部長 よろしく申し上げます。

ただいま上程していただいております議第36号、平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,871万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

歳出1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査費、7節賃金、42万6,000円。臨時雇用賃金でございます。13節委託料として要介護認定調査の委託料の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金として411万2,000円の追加でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 ただいま部長から説明がありました平成25年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、若干の質疑をしておきたいと思っております。

本補正の内訳は、認定調査費のうちの7節賃金と13節委託料、こういう形で認定調査事務にかかわる経費が増額補正をされているということでもあります。賃金の方については、これは産休、育休によるものであって、これは妥当なものだと思うわけでありましてけれども、この委託料の要介護認定調査委託料368万6,000円、これについては若干この内容についてお伺いをしながら、現状がどうなっているかということについてお聞きをしていきたいと思っております。現在、この認定調査事務に係る職員の体制及び人数、身分についてお伺いをしたいと思っております。

下村委員長 課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課長の門口でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの白石副委員長の質問でございますが、認定調査業務にかかわる職員でございますが、認定調査員につきましては、臨時雇用職員2名枠でございますが、職員数につきましては、週2日勤務が2名と週3日勤務が2名という4名で調査の方を賄っております。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 ちょっとよくわからなかったんですが、調査事務にかかわる人数は4人ですね。そのうち、2日勤務の人が2名、そして3日勤務の方が2名ということで4人だということになると、その身分についてはどうなっているのでしょうか。

下村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 身分につきましては、全ての方が臨時雇用職員でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 臨時雇用職員ということですから、平たく言えばアルバイトということだと思います。介護保険に係る相談というのは、私どもにもたくさん寄せられて、地域包括支援センターを初め、介護保険の方にいつも相談をし、お世話になっているわけでありますけれども、とりわけこの認定調査については、本当にこの地域の事情に精通をし、そしてこの家族の状況や環境、そういうことも本当に立ち入って仕事をされるという、私からすれば、介護保険事業の根幹にかかわる事業を担っていると考えているわけであります。

そういう認定事務において、今ご答弁いただきました中には、アルバイトの方が4名やられているということでもあります。これはこれとして、やはり今後、議論していかなきゃならない問題として置いときますけれども、それらが委託という形で予算計上されているわけですね。当初の賃金においては、当初予算では臨時雇用賃金で704万円が計上されていたわけでありますけれども、このたび委託ということでもありますから、これは事業所の方へ認定調査事務を委託するということになるわけでありますが、この委託理由、経過理由について改めてお伺いをしたいと思います。

下村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 経過でございますが、認定調査の調査員の確保というものが困難であることと、それから認定調査の日程調整、これを緩和させるというようなことを踏まえまして、委託料の増額補正をさせていただいたものでございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 調査員の確保が困難だということ、それから、あとの方がちょっとわからなかったんですが、確保の問題でお伺いをしたいわけでありますけれども、今お聞きした調査員の身分が、アルバイトですから、アルバイト賃金、それこそ2日勤務、3日勤務ということですから、到底そういう事務をほんまに専門としている人たちを、そういう環境の人もいるでしょうけれども、確保するのは困難だということは当初から見えているのではないかと。

私は、介護保険事業計画策定委員会の委員として、この間、委員会の中でいろいろ議論をしてみいました。会長であります澤井先生は、地域包括支援センターの体制は、やはりこの臨時雇用、いわゆるアルバイトによって支えられている。こういう状況は、やはり解消すべきだと。地域包括支援センターについても、これは介護保険事業を支える大切な事業であります。そういうところについては、やはりちゃんとした職員として雇用し、当然、給料についても、待遇についてもきっちり保障する。そういうことをすれば、人員の確保が困難なんてことはあり得ないわけですね。この委託をする事業所においても、これは実際に、どういう身分、待遇によってやられているか。想像すれば、すぐわかるわけですよ。民間事業所

においても、今、人材の確保が困難な状況になっていると。それはなぜかと言えば、人件費を抑えるために、アルバイト、パート等を採用しているからであります。同じ条件なんですね。そういうことならば、やはり保険者としての責任を果たしていくということからしたら、私はこれは調査員をちゃんと週5日間はしっかりと、8時間働ける職員を配置すべきだというふうに思います。今回このような形で、6月に提案されたということを一いつ契機にして、今回やむを得ないとは思いますが、契機にして、地域包括支援センターをはじめ、介護保険事業の根幹にかかわるそういう事業については、保険者として責任ある配置を求めておきたいと思っております。

以上であります。

下村委員長 よろしく申し上げます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第36号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第36号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。当麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について、理事者側より説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 調査案件の当麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について、その後の経緯をご報告申し上げたいと思っております。

まず、この件につきましては、3月19日に開催していただきました常任委員会におきまして、回収はさせていただきましたが、収集体制の素案を提示させていただいたわけでございます。その中で、午前中は従来どおり一般ごみの収集。午後の収集に関しまして、大型ごみの収集をするのか、缶、瓶、ペットボトルを収集するのかというような案を提示させていただいたと思っております。それに基づきまして、委員会後、現場職員との会議も重ねまして、以前より、し尿班につきましては、説明いたしておったとおり、完全に新炉ができますと、委託に切りかえるということで、し尿班の職員については納得をして、今後ごみ収集等に従事するということになっております。

そして、ごみの収集班に関しましては、皆様方にお示しさせていただいた分につきまして、概要を説明いたしまして、午後からの収集をどういうふうにしていくかということをお話し合

ったわけでごさいます、その中で職員の希望といたしましては、大型ごみの収集を行うという結論になるようになってきております。

それと、ただ1点につきまして、今現在、新庄クリーンセンター、笛堂の方で焼却いたしておるわけでごさいますが、新炉ができますと、当然、距離等が遠くなりますので、ただその辺の収集地域なり、収集体制については今後検討していくという中で会議を閉めております。当然、今、申し上げましたように、午前中に収集ということで、當麻クリーンも新庄クリーンも今現在、行っているわけでごさいますので、やはりごみ焼却場が遠くなることによって、午前中の収集ということに関しまして、これから協議をいたしまして詰めていきたいというように思っております。

そして次に、以前よりご指摘いただいております持ち込み業者の件でごさいます。これにつきましては、今現在、平成24年、25年と持ち込み業者の許可を行っておるわけでごさいます。今後平成26年、27年の許可を一応、今年度中に検討いたしまして、どのように許可を出していくかというような検討に今、入っております。そして、新年度26年、27年の許可に関しましては、十分な見直しを行って、指導等を行っていききたいというように思っております。

そして、いろいろ以前より問題になっております分別収集の細分化につきましても、新炉建設に向けましての分別収集の細分化ということで、今現在、部内で検討をいたしております。そして、リサイクルにつきましても、どのような形でリサイクルしていくかと、リサイクルを増やしていくかということにつきましても、あわせて検討をいたしておる次第でごさいます。

きょう現在、この調査事項として私の方からご説明させていただくのは、以上でごさいます。よろしく願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いましたが、何かご質問等はございせんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理については、今後も随時、委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議はございせんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理については、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば、許可いたします。ありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

慎重審議、どうもありがとうございます。これで、委員会の方は閉じさせていただきたい

と思います。どうもありがとうございました。

これをもって民生水道常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時44分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

民生水道常任委員会委員長

下 村 正 樹